国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	10,950	7,550	4,100	4,100	1,100	1,700	1,700
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	2,160,000	1,490,000	810,000	810,000	220,000	340,000	340,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	615,000	425,000	230,000	230,000	60,000	95,000	95,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	205	141	77	77	21	32	32
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	27,590	18,970	10,340	10,340	2,760	4,310	4,310
タイ	ﾊﾞｰﾂ	4,650	3,200	1,740	1,740	470	730	730
大韓民国	ｳｫﾝ	176,000	121,000	66,000	66,000	18,000	27,000	27,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	1,065	735	400	400	105	165	165
香港	香港･ﾄﾞﾙ	1,140	790	430	430	110	180	180
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	17,390	11,960	6,520	6,520	1,740	2,720	2,720
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	23,190	15,940	8,700	8,700	2,320	3,620	3,620
バングラデシュ	ﾀｶ	12,500	8,590	4,690	4,690	1,250	1,950	1,950
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	148	102	56	56	15	23	23
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	7,450	5,100	2,800	2,800	750	1,150	1,150
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	205	141	77	77	21	32	32
ベトナム	ﾄﾞﾝ	3,480,000	2,390,000	1,300,000	1,300,000	350,000	540,000	540,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	615	425	230	230	60	95	95
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	207,800	142,900	77,900	77,900	20,800	32,500	32,500
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	2,250	1,550	850	850	230	350	350